

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○福島県税条例の一部を改正する条例	一
○福島県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例	三
○福島県港湾整備事業特別会計条例の一部を改正する条例	三
○福島県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例	三
○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例	一

条 例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例、福島県税条例の一部を改正する条例、福島県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例、福島県港湾整備事業特別会計条例の一部を改正する条例及び福島県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年五月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県条例第六十三号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年福島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害により被害を受けた者であつて、救助を要するものの収容を目的とする災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第二十三条第一項第一号の応急仮設住宅の買入れに対する第三条の規定の適用については、同条中「一億五千万円」とあるのは、「五億円」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(総務課)

福島県条例第六十四号

福島県税条例の一部を改正する条例

福島県税条例(昭和二十五年福島県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「第十六項まで」の下に「(法附則第四十三条第一項及び法附則第四十四条第一項から第三項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

第三十八条の二第二項中「除く。」の下に「(法附則第四十八条の規定により準用される場合を含む。)」を加え、「同条第一項」を、「法第五十三条第一項」に改める。

第三十九条の四第四項中「第七十二条の四十九の八から法第七十二条の四十九の十まで」を「第七十二条の四十九の八(法附則第五十条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、法第七十二条の四十九の九、法第七十二条の四十九の十」に改める。

第三十九条の十六第二項中「第十項」の下に「(法附則第五十条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第四条の三の次に次の一条を加える。

(東日本大震災に係る雑損控除額の特例)

第四条の四 所得割の納税義務者の選択により、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)により法第三十四条第一項第一支出に規定する資産について受けた損失の金額(東日本大震災に関連するやむを得ない支出で施行令附則第二十四条第一項で規定するものの金額を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。以下この項において「特例損失金額」という。)については、平成二十二年において生じた同号に規定する損失の金額として、法第三十二条第九項及び法第三十四条第一項の規定を適用することができる。この場合において、これらの規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成二十四年度以後の年度分の個人の県民税に関する規定の適用については、平成二十三年において生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定は、平成二十三年度分の第三十一条の二第二項又は第二項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで)に提出されたもの及びその時まで提出された同条第四項の規定を適用する場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

附則第五条の四の二の次に次の一条を加える。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例)

第五条の四の三 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の

被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）以下「震災特例法」という。）第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における前二条の規定の適用については、附則第五条の四第一項中「租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二」と、同項第一号中「租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第四十一条の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第二項若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二」と、同項第一号中「租税特別措置法第四十一条の二」と、同項第三号中「租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二若しくは租税特別措置法」と、前条第一項中「租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条」と、同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二」と、同項第一号中「租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第五項若しくは第四十一条の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第五項若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二」と、同項第二号中「租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条」と、同項第二号中「租税特別措置法第四十一条の二若しくは租税特別措置法」と、同条第二項第二号中「租税特別措置法第四十一条の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二」とする。

附則第七条の六を附則第七条の七とし、附則第七条の五の次に次の一条を加える。

（東日本大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の額の還付）

第七条の六 平成二十三年三月十一日から震災特例法の施行の日の前日までの間に震災特例法附則第三条第一項各号に掲げる事実が生じたことにより、当該各号に定める利子、収益の分配又は差益について第三十八条の十六の規定により徴収された利子割の額があり、かつ、当該事実が東日本大震災によつて被害を受けたことにより生じたものである場合において、当該徴収された利子割の額がある租税特別措置法第四条の二第一項に規定する勤労者が、平成二十四年三月十日までに、知事に対し、当該徴収さ

れた利子割の額の還付を請求したときは、法第十七条、法第十七条の二及び法第十七条の四の規定の例によつて、当該徴収された利子割の額を還付し、又は当該勤労者の未納に係る地方団体の徴収金に充当する。この場合において、同条第一項中「次の各号に掲げる過誤納金の区分に従い当該各号に掲げる日」とあるのは、「福島県税条例附則第七条の六の規定による還付の請求があつた日から一月を経過する日」とする。

2 前項の還付を請求しようとする者は、施行令附則第二十八条各号に掲げる事項を記載した請求書に、同条第四号及び第五号に掲げる事項を証する書類を添付して知事に提出しなければならない。ただし、知事においてやむを得ない事情があると認められる場合には、当該書類を添付することを要しない。

附則第八条の四の二を附則第八条の四の三とし、附則第八条の四の次に次の一条を加える。

（東日本大震災に伴う申告等の期限の延長に係る中間申告納付の特例）

第八条の四の二 東日本大震災に伴い第十条の二の規定により申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、法第七十二条の二十六第一項の規定による申告納付（以下この条において「中間申告納付」という。）に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度の法第七十二条の二十八第一項の規定による申告納付に係る期限とが同一の日となる場合は、法第七十二条の二十六第一項の規定にかかわらず、当該中間申告納付をすることを要しない。

附則第九条の五の次に次の一条を加える。

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例）

第九条の六 東日本大震災により滅失し、若しくは損壊した家屋（以下この条において「被災家屋」という。）の所有者又は施行令附則第三十一条第二項若しくは第三号に掲げる者が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下この条において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、第四十条の十九第五項第二号の規定にかかわらず、当該取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

2 被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「従前の土地」という。）の所有者又は施行令附則第三十一条第二項若しくは第三号に掲げる者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、第四十条の十九第五項第二号の規定にかかわらず、当該取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

第十条の二の九の次に次の一条を加える。

（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止）

第十條の二の十 前條の規定は、震災特別法第四十四條の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。ただし、附則第五條の四の二の次に一條を加える改正規定は、平成二十四年一月一日から施行する。

(税 務 課)

福島県条例第六十五号

福島県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例

福島県高校生修学支援基金条例(平成二十一年福島県条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島県修学等支援基金条例

第一条中「が困難な高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む。)の生徒の教育を受ける機会の確保」を「、就園又は就学が困難な幼児、児童又は生徒(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び専修学校の高等課程に係るものに限る。)の修学、就園又は就学の支援」に、「福島県高校生修学支援基金」を「福島県修学等支援基金」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(私学法人課)

福島県条例第六十六号

福島県港湾整備事業特別会計条例の一部を改正する条例

福島県港湾整備事業特別会計条例(昭和三十九年福島県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「繰越金」の下に「、国庫支出金」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(港 湾 課)

福島県条例第六十七号

福島県奨学金貸与条例の一部を改正する条例

福島県奨学金貸与条例(昭和二十七年福島県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、奨学生になろうとする者が災害により被害を受けた者である場合その他特別の理由があると教育委員会が認める場合については、保証人の人数を一人とするこ

とができる。

第五條第二項中「一人」の下に「(前項ただし書の規定により保証人の人数を一人とした場合にあつては、保証人)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(学習指導課)